

令和6年度特別支援教育に関する調査 FAQ

全ての調査に共通した FAQ

No.	問	答
1	<u>調査内容の疑義について、学校から直接文部科学省へ問い合わせをしても構わないのでしょうか。</u>	調査システムを通して、ご質問ください。 なお、EduSurveyのマイページをお持ちの自治体・組織におかれては、フォームからのお問い合わせも可能です。
2	障害種の分類について診断されていない場合や複数障害がある場合は、どうすれば良いでしょうか。 ※「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査」、「令和6年度特別支援学校・特別支援学級における教育課程の編成・実施に関する調査」を除く。	学校において回答する障害種をご判断ください。
3	分校は分けて回答するのでしょうか。	調査を回答する際に選択する学校名に従ってご回答ください。
4	高等学校において、昼間部と夜間部に分かれている場合どう回答すれば良いでしょうか。 ※「令和6年度特別支援学校・特別支援学級における教育課程の編成・実施に関する調査」を除く。	まとめてご回答をお願いいたします。
5	回答用 URL が開けない場合はどうしたらよいでしょうか。	「操作マニュアル」（資料6）の12ページをご参照の上、ご対応をお願いいたします。 なお、どうしても URL から回答ができない場合は、教育委員会のご判断で、教育委員会が EduSurvey にて代理回答いただくことも差し支えございません。
6	回答開始時に入力するメールアドレスは何を入力すればよいでしょうか。	任意のメールアドレスを入力してください。 回答完了後、入力いただいたメールアドレスに回答内容の控えが送付されます。

7	回答の一時保存機能が利用できない場合はどうしたらよいでしょうか。	ブラウザのキャッシュ保存の設定をオンにしてください。 ブラウザを閉じる、もしくは新規で開いたタイミングでキャッシュを削除する設定となっている場合は一時保存ができませんので、ブラウザの設定変更をご検討ください。
8	<u>教育委員会は各学校の回答の確認が必要ですか。</u>	<u>本調査では、教育委員会での回答の確認は不要です。</u>

令和5年度通級による指導実施状況に関する調査

No.	問	答
1	調査の対象期間はいつですか。	調査項目に記載されている年度をご参照ください。また、本FAQ 4ページに記載の設問概要もあわせてご参照ください。
2	調査回答者について、教えてください。	(学校回答調査) 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校 <u>※特別支援学校は調査の対象外です。</u> ※「【セクション1】状況登録①」及び「【セクション3】状況登録②」については上記の学校すべてが調査対象です。それ以外のセクションについては上記学校のうち、各設問の対象の年度・学年に該当がある学校が調査対象です。 (教育委員会回答調査) 都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会
3	通級による指導を受けている児童生徒の定義を教えてください。	学校教育法施行規則第140条の特別の教育課程を編成した上で「通級による指導」を実施した生徒です。
4	障害種の分類について診断されていない場合や複数障害がある場合は、どうすれば良いでしょうか。	学校において回答する障害種をご判断ください。

5	高等学校において複数の課程を設けている場合、どのように回答すれば良いでしょうか。	それぞれの課程でご回答ください。回答の際には、「学部・学科・コース等」の欄に「全日制・定時制・通信制」のいずれかをご入力ください。
6	年度内に転出・転入をした場合、それぞれの学校でカウント（ダブルカウント）するのでしょうか。	ご認識のとおり、ダブルカウントしてください。
7	他校通級を受ける児童生徒がいる場合、児童生徒数は該当児童生徒が在籍する学校にてカウントするのでしょうか。	ご認識のとおり、 <u>生徒が在籍する学校</u> にてご回答ください。
8	学校の統廃合や休校・新設があった場合は、どのように回答すれば良いでしょうか。	以下の回答早見表の図をご覧ください。また、教育委員会で回答が必要な場合がありますので、ご留意ください。
9	教育委員会回答調査において、統廃合があった学校が8校を超える場合はどのように回答すれば良いでしょうか。	回答終了後、再度 URL をクリックしてアンケート画面を開き、「部署・課等」欄を「部署・課名＋数字（算用数字・全角）」（例：特別支援教育課2）と記載し調査票の回答をお願いいたします。 2回目以降の回答については、「設置している学校の数」の再回答は不要です。
10	セクション4～7の意識調査について、令和6年度5月1日時点で該当学年の生徒（小学校なら第6学年、中学校と高等学校は第3学年）が在籍していない場合は、回答不要でしょうか。	ご認識のとおりです。 また、セクション5～7については、該当学年（小学校なら第6学年、中学校と高等学校は第3学年）において通級における指導を受ける生徒がいない場合、回答の必要はございません。
11	義務教育学校、中等教育学校はどのように回答すればよいですか。	以下の扱いで回答をお願いいたします。 義務教育学校 前期課程：小学校 義務教育学校 後期課程：中学校 中等教育学校 前期課程：中学校 中等教育学校 後期課程：高等学校

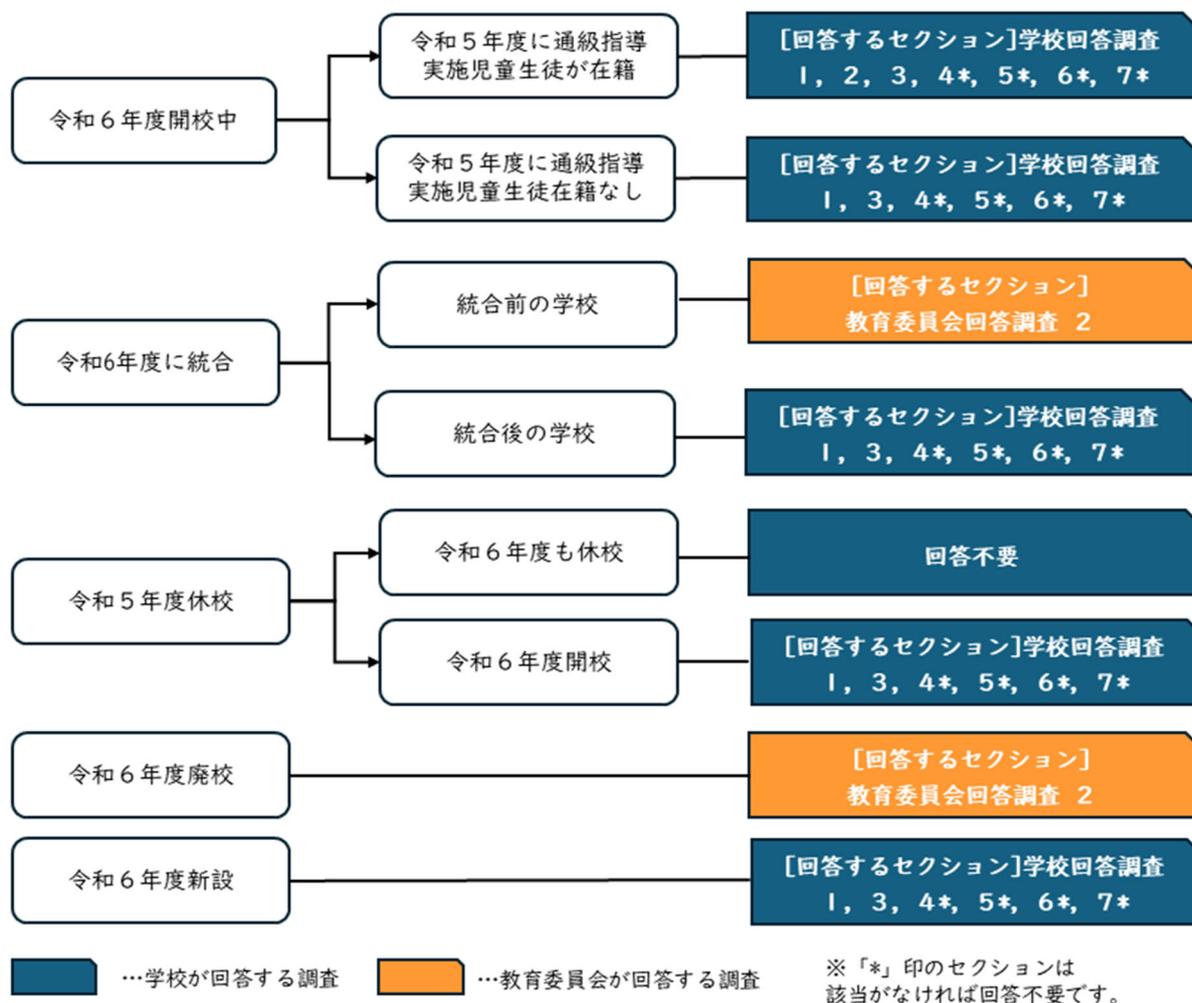
○学校回答調査 設問概要

セクション	調査内容	調査対象学年
1	状況登録①	-
2	令和5年度に通級による指導を受けた児童生徒数	全学年
3	状況登録②	-
4	令和6年度に在籍する児童生徒に関する意識調査（全般）	小学校 …第6学年 中学校・高等学校…第3学年
5	令和6年度に在籍する児童生徒に関する意識調査（自校通級）	小学校 …第6学年 中学校・高等学校…第3学年
6	令和6年度に在籍する児童生徒に関する意識調査（巡回指導）	小学校 …第6学年 中学校・高等学校…第3学年
7	令和6年度に在籍する児童生徒に関する意識調査（他校通級）	小学校 …第6学年 中学校・高等学校…第3学年

○教育委員会回答調査 設問概要

セクション	調査内容	備考
1	令和5年度に設置していた学校数	特別支援学校を除く
2	令和5年度に通級による指導を受けた児童生徒数	令和6年時点で廃校、または統合のため、学校回答調査から回答できない場合に教育委員会が回答

○参考：回答早見表



令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査

No.	問	答
1	調査の基準日はいつですか。	令和6年5月1日です。
2	基準日以降に医療的ケア児が転出入した場合はどのように扱えばよいですか。	調査の基準日は令和6年5月1日のため、その時点で在籍する学校において回答してください。
3	調査回答者について、教えてください。	以下の通りです。 ○学校回答調査について 国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含み、専攻科は除く。中等教育学校後期課程も同様。）、中等教育学校、特別支援学校（専攻科は除く。） 原則として、令和6年5月1日に実体のある学校とします。 ○教育委員会回答調査について 都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会
4	特別支援学校は小学部・中学部・高等部それぞれで、回答を提出することは可能ですか。	いいえ。学校の中で1名がまとめて回答いただくようお願いします。 同一の学校から複数回の回答があった場合は、過去の回答は削除・上書きされ、最後の回答のみが提出されますのでご注意ください。
5	同じ学校から複数の者が回答することは可能ですか。 例えば、義務教育学校において前期課程と後期課程で別の担当者が回答することを想定しております。	いいえ。学校の中で1名がまとめて回答いただくようお願いします。 同一の学校から複数回の回答があった場合は、過去の回答は削除・上書きされ、最後の回答のみが提出されます。

6	本調査における「 <u>医療的ケア</u> 」の定義を教えてください。	本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指します。
7	本調査における「 <u>医療的ケア児</u> 」の定義を教えてください。	<p>本調査における「医療的ケア児」とは、以下の①、②に該当する幼児児童生徒を指します。</p> <p>①医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児</p> <p>②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが、医療的ケア看護職員が見守りや助言等を行っている医療的ケア児</p> <p>を対象とし、医療的ケア看護職員等の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除くものとします。</p>
8	本調査における「 <u>医療的ケア看護職員</u> 」の定義を教えてください。	本調査における「医療的ケア看護職員」とは、学校において医療的ケアを実施する看護職員（看護師・保健師・助産師・准看護師）を指します。
9	入院中の医療的ケア児について、どのように回答すればよいでしょうか。	<p>○医療的ケア児への計上について</p> <p>入院中であっても医療的ケアが必要な場合は、医療的ケア児の数に計上します。</p> <p>○医療的ケア看護職員等への計上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置者又は学校が雇用・外部委託している看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上します。 ・病院に所属する看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上しません。
10	訪問教育を受けている医療的ケア児についてどのように回答すればよいでしょうか。	<p>○医療的ケア児への計上について</p> <p>医療的ケア児の数に計上します。</p> <p>○医療的ケア看護職員等への計上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置者又は学校が雇用・外部委託している看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上します。 ・保護者等が依頼する看護師等が医療的ケアを実施している場合

		→計上しません。
11	医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者を配置等する予定であったが、保護者が付添いを希望しているため、配置等を行っていない場合はどのように回答すればよろしいでしょうか。	医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者を配置することが可能な状況にある場合は、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため」に計上してください。
12	病院に隣接又は併設されている特別支援学校又は特別支援学級で教育を受けている場合の通学方法はどのように回答すればよいでしょうか。	「その他」に計上してください。「その他」の通学（園）方法」には、「病院隣接」と回答ください。

令和6年度特別支援学校・特別支援学級における教育課程の編成・実施に関する調査

No.	問	答
1	<u>調査対象校</u> について、教えてください。	<p>国公立の特別支援学校の小学部・中学部・高等部本科、国公立の特別支援学級を置く小学校・中学校・義務教育学校です。</p> <p>幼稚部のみを設置している特別支援学校や、特別支援学級を置いていない小学校・中学校・義務教育学校は調査の対象外です。(中等教育学校で特別支援学級を置いている学校は無いと承知しています。)</p>
2	<u>特別支援学校は小学部・中学部・高等部それぞれに、回答を提出する必要がありますか。</u>	<p>小学部・中学部・高等部それぞれ、回答の提出をお願いします。小学部・中学部・高等部でそれぞれ回答 URL が異なりますので、ご注意ください。</p> <p>なお回答は校長の了解の下、提出してください。</p>
3	<u>調査の対象者は誰ですか。</u>	<p>回答の対象は、</p> <p>特別支援学校 小学部 第6学年児童 特別支援学校 中学部 第3学年生徒 特別支援学校 高等部本科 第3学年生徒 特別支援学級に在籍している小学校第6学年児童 特別支援学級に在籍している中学校第3学年生徒 です。</p>
4	<u>調査の対象者がいない場合、回答しなくて良いのでしょうか。</u>	<p>幼稚部のみを設置している特別支援学校や、特別支援学級を置いていない小学校・中学校・義務教育学校は調査の対象外ですので、回答は不要です。</p> <p>小学部・中学部・高等部を設置している特別支援学校と、特別支援学級を設置している小学</p>

		校・中学校・義務教育学校は、 <u>令和6年5月1日時点で該当学年の児童生徒がいない場合も、調査冒頭の該当学年の児童生徒の在籍の有無の質問に「在籍していない」を選択し、回答を提出してください。</u>
5	重複障害の児童生徒については、どのように回答すればよいでしょうか。	児童生徒が複数の障害を有する場合も、在籍している学級が主たる教育の対象としている障害種の欄に、児童生徒一人につき1回、計上してください。
6	「1. 学級の種類別の在籍人数」について、いずれかの内容が中心と言い難い場合は、どのように回答すればよいでしょうか。	教育課程の内容別で、どの項目に計上するかについては、教育課程全体としてどのような目標を目指しているのかを踏まえ、回答する学校においてご判断ください。
7	令和6年5月1日時点では在籍していたが、転校等により現在は自校に在籍していない児童生徒については、どのように回答すればよいでしょうか。	貴校に在籍していた時点までの実績について、回答してください。